

事業計画書

2021年度 指定就労移行支援事業所 指定就労定着支援事業所 のぞみ共同作業所

1. 事業運営基本方針

- (1)就労支援を通じて障がいがあっても、自分らしく生きられることを応援する。事業所の利用を通じて自信を深め、希望する職業に就き、働き続けられるよう支援する。
- (2)地域との結びつきを重視し、他の福祉サービス事業所や医療機関、企業等との連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。
- (3)感染症や災害への対応力を高め、利用者、職員、地域住民等にとって安全で安心できる事業所を目指す。

2. 今年度事業目標

- (1)生産活動やプログラム等、事業所活動を通じて人との繋がりを実感し、利用者が自分自身や他者を理解し、お互いの長所を活かし、働く楽しさを実感できるよう機会を提供する。
- (2)利用者が、自身の生活状況を振り返り、就業生活の基礎となる生活リズムの安定を始めとした健康管理の力を高められるよう支援する。
- (3)利用者の「働きたい」を実現できるよう、相談を受け、必要に応じ情報提供を行う。また、事業所の活動や支援実績について福祉関係機関のみならず、企業へも積極的に情報発信し、開かれた事業所運営を行う。
- (4)多様な障がいに対応し適切な支援を提供し、福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、研修等へ積極的に参加する。外部講師や、ICTを活用した研修を実施し、職員の資質向上に努める。
- (5)多機能事業所としての特性を活かし、生活介護事業と協同してプログラム等に取り組む。取り組みを通じ、活動目的の違う利用者同士が緩やかに交流し、多種多様な考えに触れる機会を提供する。また、幅広いニーズを知る機会とし、特に就労移行支援事業利用者以外の潜在的な就労希望を顕在化させ、就労支援に取り組む。

3. 事業内容

(1)就労支援の充実と強化

利用者の「働きたい」が実現できるよう、具体的な目標や取り組み方について利用者とともに考え、個別支援計画を作成する。その上で各利用者のニーズに合わせた訓練プログラムを提供する。また、就労支援員、生活支援員、職業指導員がそれぞれの役割を意識しながら、職業準備性が高まる訓練を提供する。同時に精神保健福祉士等の専門職としての支援経験を活かし、利用者に寄り添う支援を心掛ける。

○生活支援

利用者の生活状況や障がいの特性、精神科以外の疾患等についても把握した上で、医療機関や家族、その他関係機関と協力しながら必要な支援を提供する。将来働き続けるために今どのような日常生活を送ればよいか、利用者が本来持っている力を発揮するために、体調の変化や不調のサインを利用者自身が把握し、自ら対処や予防ができるよう支援する。各利用者の訓練の進捗に合わせ、少人数のグループを形成し生活支援に関するプログラムを実施する。テーマは、栄養管理や家計管理、生活に必要な家事能力や余暇のより良い過ごし方などとし、生活に必要な幅広い内容を盛り込む。

○生産活動

各利用者の状況や訓練の進捗に合わせて、生産活動の内容や生産量を調整し、利用者と参加する目的を確認しながら進める。また、それらの目的を把握したうえで、生産活動を担当する職員は随時アセスメントを行い、各支援員の評価につながるよう、情報を整理する。定期的にミーティングの場を持ち、生産活動における利用者の活動について意見交換を行い、利用者の状況を振り返る機会とする。

○職業生活を意識したコミュニケーション

ビジネスマナー講座や SST などの講座を提供し、利用者が職業生活を続ける上で必要なコミュニケーションの知識や技術を習得できるようにする。職場を想定し、習得したことを日々の生産活動の場で実践する。実践と評価を繰り返し、経験を積み、利用者がコミュニケーションのスキルを身につけ、活用できるようにする。

○求職活動への支援

利用者の就労経験に合わせた就労ガイダンスを実施する。利用経過期間や訓練の進捗状況に合わせた内容とし、少人数のグループを形成し実施する。

過去の職歴や訓練成果を振り返り、利用者が将来希望する生活や就きたい職業を具体的に描けるよう、企業見学を実施する。また、訓練によって身に着けた知識や能力を実践、活用する場として職場実習の機会を提供する。

自分に適した職業を選び、就労意欲を企業に伝え、採用に結びつけられるよう個別プログラムの時間を設ける。利用者が自身の経歴や職歴を振り返り、整理する取り組みを通して自己理解を深め、自分の特長や得意分野、健康管理に必要な情報、企業に求める配慮など働く上で必要な事項を見出し、企業に伝えられるよう支援する。

(2)就労定着支援

就労後 6 か月以上経過した利用者に対し、就業先の企業や医療機関、他の障害福祉サービス事業所等と連携し、利用者の就労が継続するよう支援する。利用者から働く上での希望や不安について相談を受けた際には、企業との調整を行い、社会の中で働く喜びを実感しながら働き続けられるよう支援する。利用者が離職する場合には、利用者の希望に沿って相談支援事業所等と連携しながら支援を提供する。

(3)就労後の支援

就労移行支援を終了し、就労して 6 か月に満たない利用者に対しては、企業に対し利用者の適性や特性を伝え、企業内で本人への理解が進むよう働きかけ、利用者の雇用がスムーズに継続されるよう支援する。

また、就労定着支援利用終了後の利用者に対して、就業・生活支援センターや相談支援事業所、医療機関、その他福祉サービス事業所等の関係機関、企業と連携し、必要に応じ相談や調整を行ない、利用者の就業生活がより良いものとなるよう支援する。

(4)感染症や災害に対する取り組み

新型コロナウイルスを始めとする感染症の予防に努める。職員が感染症や感染症予防について正しい知識を身につけ、必要に応じ市や専門機関へ相談し、適切な対応を行う。その上で、感染症についての勉強会等を実施し、利用者に対し正しい情報を提供し感染症についての理解を深める。防災については生活介護事業と協同して、防災訓練や防災に関する勉強会を行う。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：月曜日から金曜日及び毎月第 2 土曜日の 9 時 00 分～18 時 00 分までとする。

休日：日曜日と第 2 土曜日以外の土曜日。その他、5 月 3 日～5 日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日。

サービス提供時間：営業日の 9 時 00 分～16 時 30 分

(就労定着支援は 18 時 00 分まで)

(2)日課

9:00 朝礼・清掃 9:30 訓練①開始 12:00 昼休み 13:00 訓練②開始

14:30 訓練③開始 15:00 振り返り 15:30 終業

(3)年間予定

就労移行支援事業連絡会(月 1 回)、企業見学(年 2 回以上)、防災訓練(年 2 回以上)、障害者施設歯科健診(年 1 回)、就職者を祝う会(年 1 回)、就労移行事業説明会(年 4 回)

事業計画書

2021年度 指定生活介護事業所

のぞみ共同作業所

1. 事業運営基本方針

- (1)利用者の望む地域生活を実現できるよう、安心して通うことができる環境を整え、様々な方法で社会参加の機会を提供する。
- (2)地域との結びつきを重視し、他の福祉サービス事業所、医療機関等との連携を図りながら誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進する。
- (3)感染症や災害への対応力を高め、利用者、職員、地域住民等にとって安全で安心できる事業所を目指す。

2. 今年度事業目標

- (1)利用者が多くの人と出会い、生活の中に希望や楽しみを見つけることができるよう、多種多様なプログラム活動を提供し、「来ると元気になる事業所」を目指す。
- (2)地域の相談窓口としての役割を意識し、医療機関や他の相談支援機関との連携を深める。
- (3)多様な障がいに対応し適切な支援を提供し、また福祉従事者として求められる資質を備え高められるよう、研修等へ積極的に参加する。
- (4)多機能型事業所としての特性を活かし、就労移行支援事業と協同してプログラム等に取り組む。取り組みを通じて、活動目的の違う利用者同士が緩やかに交流し、多種多様な考えに触れる機会を提供する。また利用者の潜在的なニーズを知る機会とし、希望する利用者には訓練事業や働く場の情報を提供する。

3. 事業内容

(1)プログラム活動

福祉サービスの入り口としての役割を担うことを意識し、内容や開催時間等を工夫することで、利用者が安心して参加できるプログラム活動を実施する。利用者の希望を取り入れながら調理やスポーツ、創作活動等プログラム内容の充実を図り、利用者が日常生活の中で興味の幅を広げられるよう支援する。

各種プログラム活動を通じ、利用者同士が良好な関係を作ることができるよう支援する。特に人との関わりに自信が持てない利用者を対象に少人数グループでの活動を実施し、人とゆるやかに関わる機会を提供する。また、利用者一人ひとりの多様なニーズに応えるため、必要に応じて個別のプログラムを実施する。

(2)相談支援

地域の相談窓口として、障がいを持つ人が抱える様々な問題について相談に応じ、解決に向けた助言や支援を行う。必要に応じて相談支援事業所や医療機関と連携する。

利用者の将来の希望や地域での生活について、寄り添いながらじっくりと思いを聞かせてもらい、希望する生活の実現に向けて利用者とともに考える。

(3)地域交流活動

地域住民の障がいに対する理解を深めるため、公民館での講座など地域の活動に積極的に参加する。また、地域に向けての障がい者福祉に関する啓発イベントの企画に協力する。

実習生、見学者を積極的に受け入れ、事業所の活動内容を広く知ってもらう機会とする。

(4)生産活動

就労移行支援事業と連携し、内職やポスティング等の生産活動に取り組む機会を提供する。また、創作活動プログラムの作品を活かし、ハッピー&スマイル等で継続して販売できるような商品の開発に取り組むことで、利用者の活動意欲の向上につなげる。

(5)職員の資質向上

研修も業務の一環と捉え、支援の技術や福祉制度を学ぶ研修に積極的に参加する。参加した職員からの伝達研修の機会を設け、事業所の職員全員の資質向上を目指す。

(6)情報提供

機関紙「ガーデニア便り」や施設内掲示板を活用し、利用者やその家族に必要な情報を提供する。また、日々の支援の中で連携する他機関の職員から得られる情報を大切にし、支援が必要なタイミングだと思われる利用者に適切に情報を提供できるよう準備する。

(7)感染症や災害に対する取り組み

新型コロナウイルスをはじめとする感染症の予防に努める。職員は感染症予防の研修を通じて正しい知識を身につけ、利用者に対して正しい情報を提供し、必要に応じて相談を受ける。防災については就労移行支援と協同して、避難訓練や防災に関する勉強会を行う。

4. 営業日、日課、年間予定

(1)営業日(営業時間)、休日、サービス提供時間

営業日：原則として月曜日から金曜日の午前9時～午後6時までとする。

休日：土曜日、日曜日、その他、8月13日～15日、12月29日～1月3日。

サービス提供時間：営業日の午前9時30分～午後5時までとする。

(2)月間予定

調理(月4回)、創作(月4回)、フリースペース(月4回)、グループワーク(月6回)、パソコンサロン(月2回)、ヨガ教室(月3回)、外出(月1回)、ピンポン(月1回)、ポッチャ(月1回)、便り編集作業(月1回)、ピアカウンセリング家族(月1回)、看護師さんを囲んで(月1回)、ピアカウンセリング本人(月1回)、エンジョイ♪音の会(月1回)、第2金曜日の会(月1回)、利用者ミーティング(月1回)、初心者向け麻雀講座(月1回)

(3)年間予定

手話教室(5月・8月・11月・2月)、防災訓練(年3回)、誕生日会(年3回)、生活介護連絡会(偶数月)、歯科検診(年1回)、お抹茶を楽しむ会(年3回)、季節を感じよう(年3回)

事業計画書

2021年度 指定自立訓練(生活訓練)事業所 のぞみ工作所

1. 事業運営における基本姿勢(地域におけるのぞみ工作所の価値を高めるために)

- (1)生活訓練とは、利用者が自らの力をアセスメントし、そこから将来の理想の生活を見つけるための、時間と社会を提供する事業であることを意識して運営する。
- (2)プログラムを定型化せず、利用者の目標と課題に合わせた多様な生活訓練を実践する。
- (3)様々な社会資源との関わりが、事業所の新しい価値を見つけ、それを発信する機会と捉え、積極的に連携をする。
- (4)誰もが気軽に集い、関わり合える商店街のリサイクルショップとしての役割、自治会を構成する住民としての役割も意識して活動をする。
- (5)収束の兆しが見えないコロナ禍において、「今できること」を常に考え、事業所の新しい可能性を見つける。

2. 利用者への支援における基本姿勢(職員としての価値を高めるための取り組み)

- (1)利用者の希望と、生活に根差した支援を提供する
利用者が事業所の中で経験するすべての事柄が、現在の生活に役立ち、将来においても支えになっているか、常にプログラムや支援姿勢を問い直す機会を持つ。
- (2)利用者だけに変化を求めない。利用者から学び、自らも成長する
利用者の思いに共感する姿勢を忘れず、利用者と同じ目線に立って、それぞれが望んでいる将来を見つめられているか、自らを問い直す機会を持つ。
- (3)生活訓練での毎日が、利用者の将来にとって価値のある時間になるように支援する
利用者の人生の大切な時間を預かっているという意識を持ち、将来のために今必要な事業の利用方法を利用者とともに見つける。そしてそれが実践できているかを常に問い直す。

3. 具体的達成目標(のぞみ工作所における生活訓練の具体的な取り組みと目標)

- (1)利用者一人ひとりがリカバリーを感じられる社会を提供する
 - ①社会で暮らす不安を、社会で暮らすことへの期待に変える
利用者が事業所の中で、自らの力を活かした役割を得て、社会の中で自己肯定感と自己有用感を得られるように支援する。それを通して、人と人が支え合うという社会の仕組みを実感し、そこに参加して暮らすことに魅力を感じられるように支援する。
- (2)体験ができる機会と、体験を経験に変えられる環境を提供する
 - ①一緒に生活し、体験を共有しながら、一緒に気づく
生活技術や作業能力の向上を第一義の目的とせず、利用者が自らの可能性を知ることが最優先目標にする。そのために、利用者「人と関わり合う生活」を共にし、その中で自然に繰り返される様々な成功やつまずきを共有し、それら一つひとつを一緒に振り返る。

②事業を利用したからこそ出会える体験からの気づきに寄り添う

利用者がこれまでの生活では得られなかった、様々な生活の楽しみに出会える機会を提供するために、コロナ禍においても「できること」を常に考え、多彩なプログラムを行う。

(3)家族のリハビリを応援する

事業を利用する中で本来の力と希望を取り戻す利用者を通して、家族自身もリハビリしていくことを目指す。それにより構築された家族との信頼関係を土台にして、家庭内における利用者の課題にも積極的にアプローチをする。

①細やかな情報発信、自宅への訪問

電話や自宅への訪問などを通して、利用者がどのような生活訓練に取り組み、どういった体験を通して、何を得ているのかを適切に発信し、家族の希望につなげる。

②家族との対話の機会を定期的に設ける

家族との対話の機会を積極的に設定することで、家族から事業所へ発信しやすい状況を創る。

(4)連携する他機関からのニーズを正しく把握し、それに応える

支援活動、地域活動のそれぞれにおいて他機関との連携を密にし、事業所に期待されている役割を正しく把握し、実践の中でそれに応える。

(5)地域にとけ込み、活かされ、地域の力を支援に活かす

①地域での役割を確立する

事業所がこの地域で暮らす様々な方が関わり、つながり、リハビリしていく場として地域に認識され、それを期待されることを目指す。

②地域の持つ力を開発し、支援に活かす

事業所という社会を利用者と職員だけで完結させないために、コロナ禍においても自治会や地区福祉委員会、ボランティアをはじめとする地域の力を活かし、利用者に関われる機会を多く設定する。

4. 営業日、日課、年間予定ほか

営業日、 時間、休日	原則 月曜日から金曜日の9時00分～18時00分 原則 土、日、祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日	
サービス 提供時間	9:30 ～ 生活技術・作業プログラム 12:00 ～ 昼食会・休憩	14:00 ～ 文化活動・学習・ 軽スポーツ
日課	13:00 ～ 勉強会	15:00 ～ 個別支援プログラム
年間予定	外出プログラム(毎月1回)、連絡会(毎月1回)、実習生受け入れ(年1回)、 障がい者施設歯科健診(10月)、防災訓練(年3回)、第三者委員との懇談 会(年1回)、地域行事への参加(随時)	

※新型コロナウイルス感染防止のため、サービス提供時間や日課、年間予定は柔軟に見直しを行う。

事業計画書

2021年度 指定生活介護事業所 ブルーリボン・きらめき

1. 事業運営基本計画

- (1)利用者が、ブルーリボンきらめきに安心して居続けることができ、お互いが尊重し合い、それぞれの生き方を選ぶような場と活動を提供する。
- (2)地域との繋がりを活性化させるとともに、事業所が地域の中で担っている役割を意識しながら、利用者が地域の一員であることを感じることができる支援を提供する。
- (3)利用者が抱える生活のしづらさを、利用者本人や家族の努力だけでなく、地域社会や行政と協働した体制で支える仕組みを構築し、地域社会において利用者が持つ本来の力が発揮できるような支援を目指す。
- (4)関係機関との連携や協働を密にし、制度に繋がっていない当事者の利用促進に努める。

2. 生活介護事業としての支援目標

- (1)全ての活動において、ストレングスの視点を持ちながら利用者のニーズを確認し、利用者の持つ可能性を引き出していける支援を行い、ニーズに合わせて新たな活動を構築する。
- (2)生産活動や創作的活動を通して利用者がお互いの個性を尊重しあい、達成感や充実感を得ることで、地域で生活する意欲が増進するよう支援する。
- (3)利用者が利用者自身の生き方について語りあい、また自分の思いを表現できる場を提供することで、利用者の自己肯定感を高めていくことができるような支援を行う。
- (4)生活面において利用者が抱える悩みを気軽に相談できる環境を整備し、生活上の背景や環境との関係にも着目した相談支援を行う。
- (5)精神保健福祉の現状を地域に発信し、利用者の生活を支える基盤の構築を地域に働きかける。また地区福祉委員やインフォーマルな資源を活用し、利用者と地域の距離を一層縮めることができるように支援を行う。
- (6)制度に繋がっていない当事者の利用の受け入れを積極的に行うため、ブルーリボンきらめきの魅力を、様々な形で発信する。
- (7)感染症対策に取り組み、仮に感染症が発生しても事業が継続できる体制作りを行う。

3. 各事業所それぞれの支援

(1)ブルーリボンで行う支援

○地域連携

感染症対策を十分に行った上で今できる地域との繋がりを模索し、実施することで利用者の地域生活がより充実することを目指す。ブルーリボンの活動を通し、人や活動の場などの繋がりが増えるように地域や事業所同士の交流を増やす。

○生産活動

利用者のニーズに寄り添い、個々の思いを表現できる生産活動を目指す。従来の作品を大事にしなが、新しい作品にも積極的に取り組み、誰もが参加できる取り組みにする。生産活動を通し、活動の意欲や心身の健康維持に繋がるよう、内容や取り組み方を常に工夫していく。

○利用者の将来を見据えた支援

生産活動やプログラムは利用者が中心であることを大切に、活動を通して更なる目標や希望が生まれ、将来を一緒に考えていく支援を目指す。利用者の目標や希望を適切に把握し、家族や他の関係機関と連携しながら、見通しを持った働き掛けを行う。

(2)きらめきで行う支援

○生活の意欲を高める支援とグループの力動を活かした支援

安心して過ごすことのできる居場所としてサロンの提供を行いながら、利用者のニーズに沿ったプログラムや生産活動を行い、利用者の自信が回復し、生きていくための意欲が増進するような支援を行う。また様々な活動をグループワーク形式で行い、人との関係性の構築や、他者と共に一つのものを作り上げていく経験を増やしていくことで、人と共に生きていく意識が向上するような支援を行う。

○地域に開かれたきらめきを目指す

関係機関や五月が丘福祉委員会・防災委員会との連携を強化することで、きらめきの活動を発信し、地域に開かれた事業所運営に努める。

4. 職員の資質向上を目指して

職員の資質向上をめざし、権利擁護や利用者との関わりに関する研修に参加し全職員で共有する。また、地域の中でまだサービスにつながっていない当事者の積極的な受け入れを促進するためにも、日々の活動からも利用者への支援の在り方を検証し、すべての職員が高い意識で支援に取り組めるように、職員会議の内容を強化する。

5. 営業日・日課・年間予定ほか

	ブルーリボン	きらめき
(1)営業日	原則月曜日から金曜日	
(2)休日	原則土・日・祝日、8月13日～16日、12月29日～1月4日	
(3)サービス提供時間	原則開所日の9時～17時 (パソコンサロンのある木曜日は18時まで)	原則開所日の10時～17時
(4)年間予定	防災訓練(年3回)、障害者施設歯科健診、連絡会、地域交流、レクリエーション(各所月1回程度)	

※予定は、新型コロナウイルス感染症の拡大状況に合わせて組むものとする。

事業計画書

2021年度 指定就労継続支援 B 型事業所 サフラン

1. 事業運営基本計画

新型コロナウイルスの感染拡大とその予防対策により、利用者の生活や事業所の運営が制約を受けることを前提に、以下の活動を行う。

- (1)利用者が望む地域生活を実現できるよう、それぞれのニーズに沿った支援を行う。
- (2)利用者がサフランで継続して生産活動に取り組めるよう、環境を整える。
- (3)「人と人」「地域とサフラン」のつながりの輪を広げることで事業の目的を周知し、地域のコミュニティづくりの拠点となることを目指す。

2. 支援目標

- (1)利用者の事業利用目的を把握し、就労継続支援 B 型計画に基づいて多様なサービスや生産活動を提供する。
- (2)利用者が安心してサフランで働き続けることができるよう、一人ひとりの特性、意向に合わせて環境を整え、多種多様な生産活動を提供する。
- (3)就労のために必要な情報を提供し、希望があれば就労支援機関と速やかに連携する。また就職後、継続して就労できるよう利用者が相談や休息できる場を提供する。
- (4)利用者及び家族の相談に応じ、福祉医療サービス等他機関と連携することで、個人の意思、自主性が尊重された暮らしを地域で送れるよう支援する。
- (5)地域住民と利用者の交流の場をつくり、事業所の活動を知ってもらう機会とする。

3. 支援内容

(1)就労継続支援 B 型計画を作成

一人ひとりの利用者から十分に話を聞き、ニーズを把握する。利用者のニーズを基に就労継続支援 B 型計画を作成し、計画に沿った支援を提供する。

(2)生産活動（弁当の製造販売配達、自主製品製作販売、清掃やバザー等事業所外活動）

利用者が働くことを通して、地域で自信と意欲をもって暮らしていけるよう支援する。また、作業や製品づくりへの関心や知識を高められるよう、研修の機会を作る。

○弁当づくり：調理スタッフと連携し、利用者が知識と技術を得て能力を発揮できる機会を提供する。また「地域に役立つ弁当屋」となるよう、配食サービス利用者や近隣の住民といった個人・企業など従来のユーザーに加え、地区福祉委員会の高齢者食事提供やさたけんちでの委託販売など、地域コミュニティも活用して販売機会を増やしていく。

○自主製品製作：品質と芸術性の向上のため、インターネットも活用し外部の展示会や制作現場の見学、研修を行う。そして利用者が新たな可能性を拓き自己表現の機会となるよう発表の場を確保する。またネットの販売サイトを利用した展示販売方法を実施する。

○清掃作業：就労を希望する利用者へ、企業現場で就労する機会を施設外就労として提供する。他の生産活動とは別途、工賃を支給する。

○内職作業：シール貼りなどの内職作業を提供する。利用者それぞれが自分の関心や適性に合わせて取り組めるよう工程を分ける、分業するなど配慮する。

(3)生活支援

介護福祉サービスやヘルパー、生活介護事業など、利用者がそのニーズに応じた多様な福祉サービスを利用できるよう、サービス機関との連絡調整を行う。新たなニーズや利用しているサービスへの細かな相談に対応できるよう相談体制を維持する。

映画上映会や野外活動、インターネットを利用した創作教室、介護予防の運動プログラムなど、事業所内外で多様な文化活動・余暇活動を提供する。宿泊や日帰りでの旅行再開について、コロナウィルスの感染拡大状況を見ながら検討する。

(4)就労支援

サフランを就労の場として利用する利用者が、安心して働きステップアップできるよう、体調や希望、習熟度に合わせた働き方や仕事内容を提供する。就労への希望を持つ利用者には施設外就労として、障がい者支援交流センターあいほうぶ吹田での施設清掃作業を職場実習の機会として提供する。また、就労支援機関の職員やその利用者と交流する機会を作り、一般就労への道がいくつもあることを知っていただく。

(5)地域交流活動(青山台地区住民との交流、連絡会、サフラン総会の実施)

福祉事業所としての側面だけでなく、安心して食べることのできる弁当屋として地域に根付いていく。昨年度中止したサフラン総会は、実施できないまでも報告資料を作成し配布するなど形を変えて再開させる。連絡会はサフラン外の会場を使用できる場合は地域住民にも開かれた場として開催する。また地区福祉委員会とは、同委員会の行う高齢者個別訪問や食事配達に、弁当や自主製品を提供するなど新たな関わり方を模索していく。

(6)家族への支援

家族が思いを語り合える場、情報交換の場として、サフラン外の会場を使用して家族茶話会を開催する。利用者家族ばかりでなく精神障がい者を家族に持つ方を広く受け入れることで、当事者と家族の孤立を防ぎ必要な支援とつながれるよう努める。希望に応じて勉強会などを開催する。

(7)職員の資質向上のための取り組み

虐待防止を含めた人権への意識や支援技術の向上を目指し、法人内外で実施される研修へ積極的に参加する。研修で得た知識は伝達研修により受講していない職員へ周知する。また支援計画や日々の支援内容について内部で学習会を行い、利用者への理解を深めて、よりよいサービス提供に努める。

(8)感染症及び災害対策

感染症や災害が発生した場合も、利用者へ必要なサービスを提供し続けられるよう、日頃からの備えや発生後の業務再開に向けた取組と体制作りを、法人本部や他の事業所と協力し推進する。

4. 年間予定

定例
連絡会、家族茶話会、レク、サフカフェプレミアム、作業 Mtg(紙漉き&さをり)、メンバーMtg、SST、野菜販売 月1回 配達 Mtg、調理 Mtg 年4回
不定期
バザー出店(浜屋敷、商店会夏祭り、青山台福祉ふれあい祭り、ハートふれあい祭り) 障がい者週間の集い、さたけん家障がい者週間の集い、青山台地区福祉委員との交流活動 避難訓練及び防災学習会、食品衛生学習会、第三者委員との懇談会、サフラン総会、展覧会、フリースペース、事業所歯科検診(5月予定)、生産活動に係る利用者向け研修、忘年会&クリスマス会、旅行(1泊・日帰り)、生産活動研修

事業計画書

2021年度 相談支援事業 シード

1. 事業運営基本計画

- (1)障がい者が地域社会の中で、その人らしく暮らせるよう関係機関と連携を図り相談支援を実施する。
- (2)地域において障がい者を支えるネットワーク拡充のため、関係機関との連携強化、社会資源の改善、開発を推進する。
- (3)障がいのある児童が、心身ともに健やかに育成されるよう支援する。
- (4)相談支援事業所の数および質の向上を図り、のぞみ福祉社会が目指す相談支援の在り方を実践していく。

2. 事業内容

- (1)指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業(サービス等利用計画作成)
 - ・利用者やその家族から相談を受け、アセスメントを実施し、利用者が思い描く地域生活の実現に向けプランニング(サービス等利用計画の作成)を行う。
 - ・居宅介護事業所や日中活動の事業所、教育機関などの利用が必要な場合は、利用申請や利用定着の支援を行う。
 - ・相談の内容により、専門性の高い機関へつなげる。
 - ・利用者の個性を把握し、障害福祉サービス事業者に対して「その人らしい暮らし」を支援できるように助言、調整を行う。
- (2)指定一般相談支援事業(地域移行)
 - ・障害者支援施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している障がい者を対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談及び支援を行う。
 - ・退院後の一番不安な時期を支援するため、エスペランサと連携し、自立生活援助事業の導入を進める。

3. 相談支援充実への取組み

- ・利用者が実際のサービス利用場面でどのような支援を受け、過ごしているか把握するため、サービス利用時の居宅や事業所等を訪問し、その状況をモニタリングに反映する。
- ・サービス担当者会議の開催や事業所の個別支援計画作成のための会議へ参加し、利用者の状況や支援状況の把握に努める。
- ・昨年採択されたICT導入モデル事業によるリモートでの支援の在り方について関係機関と模索する
- ・相談支援専門員をサポートする体制を整える。
- ・委託相談(障がい者相談支援センター)と連携し、地域で福祉サービスと繋がっていない

い利用者に情報提供及び、福祉サービスの導入支援を行う。

- ・福祉サービスの調整だけでは、生活上の困難を抱える利用者への生活援助を進める。

4. その他

(1)研修

・外部での研修と併せ、計画的に内部研修を実施し、職員全体のスキルをアップさせ、より良い相談支援体制を目指す。また吹田市全体の計画相談支援の質の向上を図る為、以下の会議等に積極的に参加する。

・吹田市障がい児者計画相談支援事業所連絡会に参画し、他の相談事業所と一緒に、相談支援専門員のニーズに基づいた研修会等を開催する。

・吹田市地域会議に参加し、相談支援専門員が抱える課題を提言し、行政職員や他法人の相談支援専門員と情報の共有と課題解決に努める。

(2)相談受付時間・休日

・相談受付時間：月～金 10:00～18:00

・休日：土・日・祝日、その他、8月13日～8月16日および12月29日～1月4日

事業計画書

2021年度 指定共同生活援助事業(介護サービス包括型) エスペランサ
(住居名 エスペランサ(住居1) よつば荘(住居2) ピオラのぞみ(住居3)
プレジールのぞみ(住居4) ピオラのぞみサテライト エスペランササテライト)

1. 事業運営基本計画

- (1)地域の一員として普通の生活を希望する利用者に、「住まい」としての役割を果たし、その人らしい生活を組み立てていく過程に関わることで、安心して生活できることを目的とした事業運営を目指す。
- (2)職員は関係機関との連携を深め、研修に積極的に参加し、障がい者の生活支援を学び、利用者の質の高い生活に資するよう努める。
- (3)関連する法律がさまざまに変化する中であっても、利用者の生活を守るため安定した運営を行う。

2. 支援目標

- (1)一人ひとりが個性や能力を十分に発揮して、主体的に生活できるよう、個々の生活目標に沿った適切な支援を行う。
- (2)利用者が日常生活を支障なく送れるよう、安全で快適な生活環境を整える。
- (3)利用者の生活状況を把握し、医療機関、関係機関と連携しながら、利用者の健康保持に努める。
- (4)利用者が単身での生活を希望する場合、円滑に移行できるよう支援する。
- (5)災害時の対策については日頃から利用者とともに考え、より実践的な訓練等を行う。
- (6)利用者が近隣住民との関係を良好に保てるよう努める。
- (7)自立生活援助事業の指定を受けグループホーム退居後の生活においても継続した支援を行う

3. 支援内容

(1)共同生活援助計画の作成

利用者の意向を確認して共同生活援助計画を作成し、定期的な評価・見直しを行う。

(2)生活に関する支援

共有スペースの清掃、設備・器具の維持管理、食事提供を行う。栄養に関するアドバイス、調理、買い物など、家事全般への幅広い相談に応じる。

(3)相談支援

訪問による日々の相談、希望や状況に応じての通院時・入院時支援を行う。また日常生活に係るさまざまな情報の提供や、必要な社会資源とのコーディネートを行う。

(4)入居者ミーティング

利用者同士の円滑な関係性の維持や快適な生活環境を整えるため、入居者ミーティングを定期的を開催する。希望があれば合同行事等にも取り組む。

(5)連絡会

活動方針や環境整備などについて意見を交換し、事業運営に活かしていくため、利用者や利用者家族、世話人、生活支援員、地域関係者等で構成される連絡会を定期的を開催する。

(6)適切な支援体制の構築

職員間での連携を深め、法人内外での研修を通して支援の内容を検討し、職員全体の資質を向上させ、より良い支援体制を目指す。

(7)自立生活援助

退去後の生活を支えるため定期訪問及び生活支援を行う。

(8)権利擁護

職員は適切な個人情報の取り扱いに努め、虐待事例などに学び、常に権利擁護についての意識を高める。利用者相互に持つ権利について一人ひとりが理解し、より良い関係を築いていけるよう支援する。

(9)地域との関係づくりと安全の確保

利用者が安心して生活できるよう、防災、防犯に努め、地域防災訓練、自治会活動等に積極的に参加する。また地域住民の理解を深めるための活動も行う。近年の台風の被害等も踏まえ、災害時の備品や備蓄食料を定期的を確認し安全を確保できるよう努める。

(10)健康管理

職員は利用者の同意を得て、検査結果や診断内容を把握できるよう努める。生活上配慮すべきことがある場合には、主治医や関係機関と相談、連携しながら支援する。

4. 年間行事予定

入居者ミーティング、家族連絡会…2か月に1回交互に行う 年12回以上(住居ごと)

防災訓練…年3回程度(独自訓練に加えマンション防災委員会、地区自治会、等と連携)

防災ミーティング、机上訓練…年2回以上(入居者ミーティング時)

レクリエーション、季節行事など…入居者ミーティングで決定。住居単位や、合同でのレクリエーションも希望により行う。

食事会…行事食や旬のものを取り入れ彩りのある食生活を支援する。